特定教育・保育施設等に係る確認について①

- ▼ 平成27年4月から施行した子ども・子育て支援新制度により、財政支援が「施設型給付費等」に1本化された。(私立保育所については、委託費)
- ▼ 給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設等に対して、その申請に基づき、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用 定員を定めたうえで給付の対象となることを確認し、施設型給付費等を支払う。
- ▼ 私立幼稚園については、私学助成の財政支援が存在するため、「施設型給付費等を受ける幼稚園」と「施設型給付費を受けない幼稚園」の選択が可。

教育・保育施設の【認可】

- ・認定こども園(幼保型・幼稚園型・保育所型)
- 保育所(園)
- ·小規模保育事業(A型·B型·C型)
- •事業所内保育事業

認可とは

・施設が目的にあった基準を満たしていること

根拠法令

・児童福祉法、学校教育法、認定こども園法 等

教育・保育時 間の考え方

- •教育時間(4時間)
- 保育時間(8時間)

子どもの 考え方

- 保育を必要とする子ども(0歳~5歳)
- 保育を必要とする子ども以外の子ども(0歳~5歳)

認可に係る 利用定員

・教育・保育施設の設置に当たり、認可、若しくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員。認可定員とも呼ばれる。

特定教育・保育施設等としての【確認】

•特定教育•保育施設

- ☞ 認可を受けた教育・保育施設に対し、施設型給付費の支給に 係る施設として市町村長が確認した施設
- •特定地域型保育事業者
 - 認可を受けた保育施設に対し、地域型保育給付費の支給に係る施設として市町村長が確認した施設

確認とは

・施設が公費の支給対象施設・事業であること

根拠法令

・子ども・子育て支援法

教育・保育時間の考え方

- 教育標準時間(4時間)
- 保育短時間(8時間)
- 保育標準時間(11時間)

子どもの 考え方

- ・ 1号認定子ども(3歳~5歳)
- ・2号認定子ども(3歳~5歳)
- 3号認定子ども(O歳~2歳)

確認に係る 利用定員

・認可定員の範囲内で設定し、施設型給付費等の単価水準を決める定員。直近の実利用定員の実績や今後の見込みなどを踏まえて設定する。

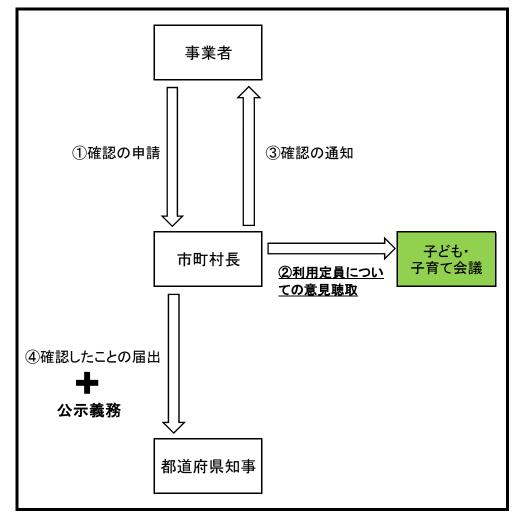
特定教育・保育施設等に係る確認について②

▼ 子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、特定教育・保育施設の確認に係る利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議で意見聴取しなければならないこととされている。

★特定教育・保育施設としての確認を受ける場合のフロー

施設の設置者 ①確認の申請 ⑤確認の通知 子ども・ 市町村長 子育て会議 ②利用定員につい ての意見聴取 ③利用定員の 協議(照会) ④利用定員の 協議(回答) ⑥確認したことの届出 公示義務 都道府県知事

★特定地域型保育事業者としての確認を受ける場合のフロー



特定地域型保育事業者の確認に係る利用定員について

【1】確認に係る利用定員を新たに設定する施設(平成30年9月1日分)

区域	No	施設	设種類	法人名	施設名	ページ	設定日	認可に係る 利用定員 (計)	確認に係る 利用定員 (計)
中部 (1)	1			サンヨーホームズコミュニティ株式会社	守ロサンフレンズ保育園	P.4	平成30年9月1日	19人	19人
南部	2	特定地域型 保育事業	小規模 保育事業 (A型)	合同会社エルジーアール	誠心保育園	P.4	平成30年9月1日	19人	19人
(2)	3			合同会社エルジーアール	誠心第二保育園	P.5	平成30年9月1日	19人	19人

【2】確認に係る利用定員を新たに設定する施設(平成30年10月1日分)

区域	No	施設	设種類	法人名	施設名	ページ	設定日	認可に係る 利用定員 (計)	確認に係る 利用定員 (計)
東部	4	特定地域型	小規模 保育事業	株式会社チックアンドヘン	大日保育園 第一	P.6	平成30年10月1日	19人	19人
(2)		K _日 事来 (B型)	株式会社チックアンドヘン	大日保育園 第二	P.6	平成30年10月1日	19人	19人	

【1】確認に係る利用定員を新たに設定する施設(平成30年9月1日分)

【No. 1】

施設名	守ロサンフレ	レンズ保育園												
区域	中部	中部 施設種類 特定地域型保育事業 私立 小規模保育事業所(A型)												
事業者名	サン	/ヨーホームズ=	コミュニティ株式	会社	設定日		平成30年9月1日							
表面に変え	2.利田宁昌	合計	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児						
<u> </u>	5利用定員	19	6	6	7	_	_	_						

	合計		3号認定			2号認定		1号認定		
	口前	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
<u>確認</u> に係る利用定員	19	6	6	7	_	_	_	_	_	_
		U	1	3		_			_	

[No. 2]

施設名	誠心保育園													
区域	南部													
事業者名		合同会社工	ルジーアール		設定日		平成30年9月1日							
=刃 〒1−/で	2.利田中昌	合計	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児						
<u> </u>	る利用定員	19	6	6	7	_	_	_						

	合計		3号認定			2号認定			1号認定	
		O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
<u>確認</u> に係る利用定員	10	6	6	7	_	_	_	_	_	_
	19	6	13		_			-		

【No. 3】

施設名	誠心第二保	成心第二保育園 													
区域	南部	南部 施設種類 特定地域型保育事業 私立 小規模保育事業所(A型)													
法人名		合同会社工	ルジーアール		設定日		平成30年9月1日								
	2.利田中昌	合計	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児							
<u>認明</u> に除る	る利用定員	19	6	6	7	_	_	_							

	合計		3号認定			2号認定		1号認定		
	口前	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
確認に係る利用定員	19	6	6	7	_	_	_	_	_	_
		19 6 —		3	_			-		

【2】確認に係る利用定員を新たに設定する施設(平成30年10月1日分)

[No. 4]

施設名	大日保育園	第一												
区域	東部													
事業者名		株式会社チ	ックアンドヘン		設定日		平成30年10月1日							
	2.利田中昌	合計	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児						
<u> </u>	5利用定員	19	6	6	7	-	_	_						

	合計		3号認定		2号認定			1号認定		
	口前	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
<u>確認</u> に係る利用定員	19	6	6	7	_	_	_	_	_	_
		6	13		-			_		

[No. 5]

施設名	大日保育園	大日保育園 第二												
区域	東部	東部 施設種類 特定地域型保育事業 私立 小規模保育事業所(B型)												
事業者名		株式会社チ	ックアンドヘン		設定日		平成30年10月1日							
	2.利田中昌	合計	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児						
<u> </u>	5利用定員	19	6	6	7	_	_	_						

<u>確認</u> に係る利用定員	合計		3号認定			2号認定		1号認定		
		O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	19	G	6	7	_	_	_	_	_	_
		U	13		_			_		

新たな確認に係る利用定員の推移について

<u>〇 平原</u>	<u> </u>	日時点	の確認に	係る利	用定員			<u>〇新</u>	たに確認を行	一つた施	設を加	ロえた利	<u> </u> 用定	<u>員(平成</u>	太30年	<u>10月1</u>	日時点	į)	
		全体	1号認定	2号認定	3号認定 (O歳)	3号認定 (1·2歳)				全(増減)	体	1号記(増減)		2号	:	3号 (0点 (増減)	裁)	3号認 (1·2) (増減)	歳)
市全体	特定教育• 保育施設	4,031	1,235	1,706	240	850	⇒	市全体	特定教育• 保育施設	(0)	4,031	(0)	1,235	(0)	1,706	(0)	240	(0)	850
	特定地域型 保育事業	333	ı	ı	95	238			特定地域型 保育事業	(95)	428	(-)	ı	(-)	_	(30)	125	(65)	303
	確認を受けない 幼稚園	325	325	ı	-	_			確認を受けない 幼稚園	(0)	325	(0)	325	(-)	-	(-)	-	(-)	-
	計	4,689	1,560	1,706	335	1,088			計	(95)	4,784	(0)	1,560	(0)	1,706	(30)	365	(65)	1,153
	44 40 40		ı						11	ı		I		1	1	1		i	
東部	特定教育• 保育施設	1,656	530	667	110	349	⇒	東部	特定教育• 保育施設	(0)	1,656	(0)	530	(0)	667	(0)	110	(0)	349
	特定地域型 保育事業	65	-	-	21	44			特定地域型 保育事業	(38)	103	(-)	_	(-)	-	(12)	33	(26)	70
	確認を受けない 幼稚園	0	0	-	-	_			確認を受けない 幼稚園	(0)	0	(0)	0	(-)	-	(-)	-	(-)	-
	計	1,721	530	667	131	393			計	(38)	1,759	(0)	530	(0)	667	(12)	143	(26)	419
		1	1									N-		1		1			
中部	特定教育• 保育施設	829	135	451	51	192	⇒	中部	特定教育• 保育施設	(0)	829	(0)	135	(0)	451	(0)	51	(0)	192
	特定地域型 保育事業	158	-	-	42	116			特定地域型 保育事業	(19)	177	(-)	-	(-)	-	(6)	48	(13)	129
	確認を受けない 幼稚園	325	325	ı	ı	-			確認を受けない 幼稚園	(0)	325	(0)	325	(-)	-	(-)	-	(-)	-
	計	1,312	460	451	93	308			計	(19)	1,331	(0)	460	(0)	451	(6)	99	(13)	321
															-			:	
南部	特定教育• 保育施設	1,546	570	588	79	309	⇒	南部	特定教育· 保育施設	(0)	1,546	(0)	570	(0)	588	(0)	79	(0)	309
	特定地域型 保育事業	110	-	-	32	78			特定地域型 保育事業	(38)	148	(-)	_	(-)	-	(12)	44	(26)	104
	確認を受けない 幼稚園	0	0	ı	-	_			確認を受けない 幼稚園	(0)	0	(0)	0	(-)	_	(-)	_	(-)	-
	計	1,656	570	588	111	387			計	(38)	1,694	(0)	570	(0)	588	(12)	123	(26)	413

[※]確認を受けない幼稚園については、認可定員。

[※] 守口市子ども・子育て支援事業計画(第6章)の教育・保育における確保方策の数値(利用定員ベースでの積み上げ)とは異なります。